

議 案 提 出 書

件 名 子宮頸がん、ヒブ及び小児用肺炎球菌のワクチン予  
防接種に関する意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり、長野市議会会議規則第14条第2  
項の規定により提出します。

平成24年12月17日

長野市議会議長 柘 津 栄 喜 様

提出者 長野市議会 福祉環境委員会  
委員長 小 林 秀 子

## 子宮頸がん、ヒブ及び小児用肺炎球菌のワクチン予防接種に関する意見書（案）

国では、平成22年度から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業により、子宮頸がん、ヒブ及び小児用肺炎球菌の3種類の予防接種を促進してきました。この事業では、費用の9割は公費負担で、負担割合は国と市町村が半分ずつ、残る1割が本人負担となっていますが、当市では次代を担う子供たちを感染症から守り健やかな育ちを支えるため、全ての子供が世帯の所得に関係なく接種できるよう、本人負担分も市費で負担してきたところであります。

厚生労働省厚生科学審議会予防接種部会は、本年5月、7種類のワクチンについて広く接種を促進していくことが望ましいとの方針を示し、このうち子宮頸がん、ヒブ及び小児用肺炎球菌の3種類の予防接種については、平成25年度以降、予防接種法に基づく定期接種となる可能性が示唆されております。

これらのワクチンが定期予防接種化されることは、感染症対策として重要であります。現行の制度では、定期予防接種の費用は市町村が支弁することとされており、既に実施されている定期予防接種に加え、新たな定期予防接種に必要な経費の全てを市町村が負担することは、昨今の厳しい財政状況から見て困難であります。

予防接種による感染症予防対策は、国民の健康を守るための重要な施策として、新たなワクチンの定期予防接種化を含め、国の責任において全国一律に実施すべきものであり、自治体間で受益者負担の有無等によるサービス格差が生ずることは、避けなくてはなりません。さらに、安定的かつ継続的に実施し得る体制整備も必要であります。

よって、国におかれては、かかる状況を御賢察いただき、下記の措置を講じられるよう強く要請し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

### 記

- 1 子宮頸がん、ヒブ及び小児用肺炎球菌の3種類のワクチンを、早期に予防接種法に基づく定期接種として位置付けること。
- 2 既存の定期接種及び新たな定期接種に対する財源については、国の責任において所要額を確保すること。

平成24年12月18日

参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣宛  
財務大臣  
厚生労働大臣

長野市議会議長 祢津栄喜